

ひとみ

発行
相生市教育委員会
(人権教育推進室)
電話 23-7145
平成27年2月号
(第24号)

平成26年度人権教育・啓発活動年間テーマ

「みんなちがって みんないい」(多様性の容認=違いを認め合う)

それぞれにふるさとがあります。ふるさと自慢「私のふるさととは……」



「ふるさと自慢」調査結果より

この調査は、各都道府県の出身者に対して、ふるさと(出身都道府県)について「愛着度(愛着があるかどうか)」「自慢度(誇りに思うかどうか)」「自慢(誇り)に思う要素(22項目)」など、25項目の設問で構成されています。最も強いのは沖縄県で、2位は北海道、3位は京都府と、トップ3は「郷土愛」の調査と同じ結果だったそうです。全国的にみると九州、関西、北海道、長野、静岡でふるさと自慢の度合いが強く、方言を残していたり、地元の風物を話題にするなど、地元とのつながりを強く感じている人が多いとも分析されています。

(ブランド総合研究所 2010 年調査結果)

順位	都道府県	ふるさと自慢(ポイント)
1	沖縄県	50.0
2	北海道	47.4
3	京都府	44.2
4	長野県	38.5
5	高知県	36.4
12	兵庫県	30.4

相生の牡蠣(カキ)自慢

「相生牡蠣の美味しさのヒミツ」

相生湾は、氷ノ山等の山々の栄養分をたっぷりと含んだ水が「揖保川」と「千種川」の2本の川から注ぎ込む、栄養分が大変豊富な海です。通常、カキは食べごろまで2~3年かかりますが、相生湾で育つ「相生牡蠣」はすべて種付けから約半年という、驚きの速さで出荷できるまでに身が大きく育ちます。カキ殻の中のいっぱいにもっちり成長した身は、純白でぷりぷりと弾力があり栄養をたっぷり食べて育っているので、加熱しても身が大きなまま縮まないことで有名です。また、味も濃厚でカキ特有の甘みと風味が絶品と名高く、一度食べて頂ければやみつきになること間違いなしです。

「相生牡蠣MAP 冬季限定牡蠣特集 2014-2015」

(相生市観光協会・相生商工会議所)より



ふるさと

作詞 高野辰之
作曲 岡野貞一

一 うさぎ追いし かの山 こぶな釣りし かの川
夢はいまめぐりて 忘れがたき ふるさと

二 いかにいます 父母 つつがなしや 友がき
雨に風につけても 思いいずる ふるさと

三 志を果たして いつの 日にか 帰らん
山は青きふるさと 水は清き ふるさと



ふるさとの風景で「忘れがたき(忘れることができない)」ことはありますか？

父母や友だちのことで、今でも「思いいずる(思い出される)」ことはありますか？

「ふるさと」は自分自身のルーツともいえる場所です。しかし、「ふるさと」を思うとき、心に痛みを伴う人がいます。「これがわたしのふるさとです」と胸を張って語りたくても語れない人たちがいるということに思いを巡らせたことはおありでしょうか。

すぐに私たちが、その心の痛みを取り除くことはできないかも知れません。しかし、その痛みがどれほどのものなのか想像することはできるのではないのでしょうか。人の心の痛みを想像し、自分と重ねて考えることを通して、自分にできることは何か、やるべきことは何かが見えてくるのではないかと思います。

詩人・丸岡忠雄さん

1929年(昭和4年)、山口県生まれ。

自分の子どもが誕生し、これまで自分が感じてきた「ふるさと」の重みを、重みと感じない、堂々と自分の「ふるさと」を語れる人間になってほしいという願いを込めてこの詩をよんだそうです。

部落差別により、自分や自分につながる祖先の人々が生まれ、暮らしてきた愛すべきふるさとを、隠さざるをえない多くの人々がいた。部落差別からの解放とは、その人々にとって、愛すべきふるさとを「誇りうるふるさと」として取り戻すことを意味しています。

ふるさと

丸岡忠雄

「ふるさとをかくす」ことを

父は

けもののような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ

縊死した友がいた

ふるさとを告白し

いいなずけ

許嫁者に去られた友がいた

わがこ

吾子よ

お前には

胸張ってふるさとを名乗らせたい

瞳をあげ 何のためらいもなく

「これが私のふるさとです」と

名のらせたい

(丸岡忠雄 詩集「ふるさと」より)

日本の人権教育・啓発は同和問題からスタートしました。

現在は、その他のさまざまな人権課題について、視点を広げて考えられています。

ハンセン病問題では、収容される際、家族に対する差別を恐れて故郷では亡くなったことにしたり、家族とは二度と会わないことを約束したりしているため、自由に故郷に帰ったり、ましてや故郷で生活することなどできるはずがないのです。社会復帰された方々もハンセン病をひた隠しにして、ひっそりと暮らしているのが現状です。

最近では、東日本大震災関連の原発事故があります。ふるさとを離れることを余儀なくされた方々に対する偏見・差別が問題となり、「放射線被ばくについての風評被害に関する緊急メッセージ」が平成 23 年 4 月に発表されたこともありました。

また、北朝鮮当局による拉致問題等も平成 23 年 4 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」の取組課題に新たに加えられ、現在国を挙げての啓発活動も推進されています。

いじめ問題等によって、一生に一度の小学校生活、中学校生活がつらく悲しい毎日だったら、ふるさとを懐かしく思い出せないのではないのでしょうか。

現在では、同和問題についての理解が進み、丸岡さんのような悲痛な思いをする人は少なくなってきたと思います。人は自らの親や出生地を選ぶことはできません。誰にでもふるさとがあり、親しい人と共にあり、誇りにも感じるのがふるさとです。

自分に何の非も責任もないのに、ふるさとを誇れないことほど切ないことはないのではないのでしょうか。

人権侵害は愛すべきふるさとを誇れない。立ち戻れないということに結びついてしまいます。

誰もが自分の愛すべきふるさとを懐かしみ、誇れるよう「ふるさと」という詩、歌を通して考えてみたいものです。



「カキ」にちなんで、あわせて考えてみましょう。

同じ食材を使っても世界各地の料理法はさまざまだが、中には共通する食べ方もある。カキを生で食べるのがその一つで、新鮮なカキのおいしさに民族の壁はないのだろう。▼西洋では「英語のつづりでRのない月（5－8月）にはカキを食べるな」といわれる。12月から1月がもっともおいしいとされるが、今年は消費が低迷している。ノロウィルスなどが原因の感染性胃腸炎が猛威をふるっているからだ。▼ノロウィルスの感染原因の一つに、カキなど二枚貝の生食があるのは確かなようだが、今季はカキからの感染が確認された例はない。感染が広がる中で「カキは危ない」という風評が独り歩きし、養殖業者がとばっちりを受けた格好▼こんな風評被害はたびたび起きている。カイワレ大根やホウレンソウは大騒動になったし、本県のキンメダイなども被害に遭った。新潟県では中越地震の後、被害が小さかった地域でも観光客の足が遠のいた。いつどこで起きても不思議でない状態だろう▼評論家の松山巖さんは「うわさの遠近法」（ちくま学芸文庫）で、時に社会的な事件にまで発展する背景について、「うわさは真実でなくとも真実として訴えかける力があるから」と分析している。誤解であれ、意図的なうそであれ、風評の持つ怖さがそこにはある▼インターネットなど情報通信技術は飛躍的に発展したのに対し、人間の頭はほとんど変化していない。風評を悪用しようとする人間にとっては、願ってもない環境といえそうだ。

（2006. 12. 30 高知新聞朝刊より）



今年もおいしい「相生のかき」が全国に提供され、多くの皆さんの舌鼓をうたせていることと思います。

風評被害のおそろしさ、危険性を身近で感じる私たちだけに、根拠のない話に振り回されることのないよう、反対に冷静な対応ができるよう心掛けていきたいものです。

インターネットによる人権侵害

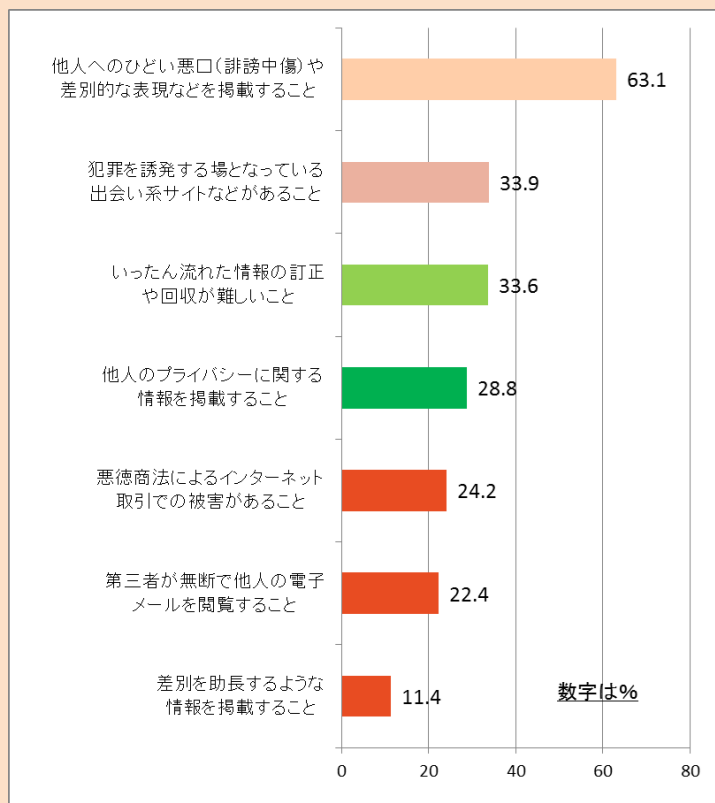
近年、IT 社会の到来に伴いインターネット上で、人権侵害になりかねない行為が多発しており、新たな課題となっています。これは、不特定多数の人々に匿名で大量の情報発信ができるというインターネットの特性を利用したものです。例えば、無責任な他人への誹謗・中傷や、プライバシー侵害などが挙げられます。インターネットを利用するにあたっては、IT 社会にふさわしい正しい人権感覚が問われています。

インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスできるようになった反面、インターネット上の人権侵害情報に係る人権侵犯事件は、ここ数年高い水準で推移しています。



平成 25 年度人権に関する県民意識調査の結果より

インターネット(パソコン、スマートフォンなど)を悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどんなことですか。(〇は3つまで)



最近の人権侵害事件の特徴（法務局発表） 平成 25 年度まとめ

無断で個人情報を掲載するなどインターネットを使った人権侵害の増加

前年比42.6%増の957件

■住所や電話番号、顔写真を無断で掲載する等のプライバシー侵害

600件

■掲示板での中傷といった名誉毀損

342件

事例1 インターネット上のプライバシー侵害

何者かが被害者になりすまし、インターネットサイトに被害者の顔写真を掲載したほか、氏名、生年月日、住所の一部、携帯電話番号、メールアドレス及び被害者をかたった卑猥な内容の書き込みがされているとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に電話相談された。

事例2 インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の動画投稿サイトに、申告者の子どもが同級生からいじめを受けている様子を撮影した複数の動画が掲載され、精神的な苦痛を被っているとして、法務局に相談された

ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

パソコンや携帯電話などを使ったインターネット上の誹謗中傷や嫌がらせなどのトラブル等について、兵庫県下の児童生徒保護者及び学校から相談をお受けしています。ネット上のいじめ・誹謗中傷を解決するためアドバイスをしてもらえます。一人で悩まずご相談ください。

□電話相談 06-4868-3395（開設時間 月～土 14:00～19:00 祝日、12/28～1/3 を除く）

□電子メールで相談 soudan@hyogokko.npos.biz

□web サイトからの相談 <http://hyogokko.npos.biz>

相生市内でもさまざまなところで「自分も傷つけない、周りの人も傷つけない」ためのインターネット関係の研修が行われ始めました。

相生市では、児童・生徒向けの研修に加え、保護者向けの学習会や企業での研修会も市民人権学習支援事業として行われています。



双葉中学校 P T A 研修



(株) I H I 研修会



矢野川中学校（1年生）

いつも言われることですが、幼稚園や学校だけで教育は成り立たないところがあります。家庭や地域での役割も大変重要です。特にスマートフォン・携帯電話、パソコンなどでのインターネットやSNSの利用については、家庭でルールを決めるとか、フィルタリングを設定するほか、親子で使い方を確認するとかいったことが必要に思われます。

森井昌克（神戸大学大学院工学研究科教授）による

姫路市で開催された講演会「ネット社会における人権問題—情報化社会の現状と今後の方向性—」から

「ネット問題は使う側の問題」

ネット社会では、ネットやケータイを利用しないわけにはいきません。小学生では難しいかも知れませんが、中学生ぐらいからはある程度使わせましょう。もちろん無制限ではいけません。使ってみていろいろな失敗をさせて、大人になって正しく使えるようになるのです。実はネット問題は使う側の問題なのです。大人は、子どもたちにネットの使い方ではなく、日常生活で大切なこと、例えば嘘をつかない、人を馬鹿にしないことなどをきちんと話しておくの良いのです。

去年、世界中で話題になった話を紹介します。クリスマスの日に米国のお母さんが 13 歳の息子にスマートフォンをプレゼントしました。その箱には彼女が作った使用契約書が入っていました。その内容が素晴らしいかったです。18 項目ありますがその一部を紹介します。

（引用：BLOGOS 13 歳の息子へ、新しい iPhone と使用契約書です。愛を込めて。母より

<http://blogos.com./article/53423/>） 姫路市人権啓発センター通信「ゆいぱる 15 号」より一部抜粋

「13歳の息子へ」

- ①これは私の携帯です。わたしが払いました。あなたに貸している物です。私ってやさしいでしょ？
- ②パスワードは必ず私に報告すること
- ③これは「電話」です。鳴ったら必ず出ること。礼儀よく「こんにちわ」と言いなさい。発信者が「ママ」か「パパ」だったら必ず出ること。絶対に。
- ④学校がある日は午後7時半に携帯を私に返却します。週末は9時に返却します。（略）
- ⑦このテクノロジーを使って嘘をついたり、人を馬鹿にしたりしないこと。人を傷つけるような会話に参加しないこと。
- ⑧人に面と向かって言えないようなことをこの携帯を使ってSMS（ショートメッセージサービス）やメールでしないこと。（略）
- ⑨あなたは失敗する。その時はこの携帯をあなたから奪います。その失敗について私と話し合います。話し合ってからやり直しましょう。私はあなたのチームメイトです。

ルールを決めていること。任せ放しにしないこと。最後の「チームメイト」という言葉も素敵ですね。見放さないという心が表れています。自分の人権、周りの人の人権を身近な存在になっているインターネット環境でも考えていきたいものです。

まちの人権トピックス

人権ふれ愛コンサート

平成 26 年 11 月 30 日(日)
相生市民会館中ホール
来場者 325名



<人権ふれ愛コンサートのご意見・ご感想>

〇家に帰って子どもと早く会いたくなるコンサートでとてもよかったです。

(小学生保護者・女性)

〇親子で参加させてもらいましたが、素敵な時間を過ごせました。ありがとうございました。(大人・女性)

〇前に出て参加でき、恥ずかしかったけれど楽しかったです。(小学生保護者・男性)

〇“安心”忘れがちな言葉ですが、子育てする上で、大切なものだと思い出しました。(大人・男性)

〇笑いあり、涙ありのあつという間のコンサートでした。いつも元気いっぱいの子どもに対して、イライラすることもあるけれど、それも一つの個性だし、いっぱい抱きしめようと思いました。(大人・女性)

「子どもたちに安心を届ける」がキーワードになっていました。
人権尊重を「安心・自信・自由」という言葉で考えることができます。

市内幼稚園、小学校の先生方も事前の練習を行って参加してくださいました。明るく、元気いっぱいの先生方が子どもたちの安心を守るために毎日がんばってくれています。当日はPTA役員のお父さんやお母さんも飛び入りで参加してくださり、大変盛り上がった楽しいコンサートにさせていただきました。

まんまるこころ展

平成26年11月29日(土)～30日(日)
相生市民会館特別会議室
来場者 のべ345名



<まんまるこころ展のご意見・ご感想>

★小学生★「今年もまんまるこころ展があると聞いてとっても嬉しかったです。私は名前が分からないけれど、ふくろうが大好きです。絵を見ていると本当にいやされます！」

★高校生★「毎年この時期になると、今年もしてるかなとわくわくします。絵本の新作も良い話で心温まりました。」

★先生★「あったか～い心の大切さをしみじみと感じました。学校、家、様々なところで広げていきたいと思います。」
「ほんわかあったかい色づかい、見れば見るほど不思議なものが見つかってず～っとじ～っと見てしまいました。」

★保護者★「子どもが小学校に通い始め、こころくんに出会いました。優しいタッチのイラストが大好きです。心が温かくなります。」
「とってもステキな作品ばかり…心がほっとあったかくなります。毎年毎年、毎回毎回思うことです。とってもステキなメッセージをいただいて元気になれます。(中略)これからも頑張って私達にたくさんの元気を下さいネ!!心から応援しています。」

「心をついにモザイクアート」の完成 〔平成26年11月29日(土)、30日(日)〕

参加した皆さんから集まった1,500ピースほどの小さな布地をパッチワークのように貼り合わせて、完成させました。

ご参加、ご協力いただいた皆様ありがとうございました。

いろいろな場面で「心をついに」していきたいものです。

できあがった作品は相生市教育委員会内に掲示しています。



みんな集まれ!! きらきら多様性 体験プログラム

平成26年11月9日(日)
相生もみじ祭会場(羅漢の里第1駐車場)

来場者 のべ725名

県立人と自然の博物館移動博物館車「ゆめはく号」の中では、カードを引いて、同じ標本を探すゲーム、「むしむしみっけ」がありました。「みんな ちがって、みんないい」に気づき、体験するプログラムです。小さな子どもたちも、楽しめました。

一つの標本箱の中は、みんな同じ種なので、カードの虫がどの箱に入っているかは、すぐわかります。

しかし、箱の中のどの個体かは、じっくりみないと、わかりません。

じーっと見ているうちに、形や色、模様が、個体によってちがうことが、わかってきます。

私たちひとりひとりの顔がちがうのと、同じですね。



「まちかどじんけん特派員」からのお願い



「みんな ばらばらでいいというのではない」

今年の人権教育・啓発のテーマとなっている「みんな ちがって みんないい」という言葉は、大変素敵な言葉で大事にしたい考えです。お年寄りも、障害のある人も、大人も子どももそれぞれの違い、良さを認めあっていきたいと思います。

そんな中でも、取り違えてはいけないと思うことがあります。

誰もがその人のもつ個性を十分に発揮して、その人らしく生きていくことを尊重したいですし、「ありのまま」で生きていけたら幸せなことだと感じます。

しかし、社会で暮らしているからには、時には意見や歩調が合わないこともあったりするかも知れませんが、地域社会の発展、世の中のために自分なりに努力をしていきたいものです。

調和を乱すことになったり、社会のルールを混乱させることになってしまったりしてはいけないと思うのです。それを踏まえた上での「みんなちがって みんないい」という考えが広まることを期待します。

(相生市内在住、70代男性)

みんなで支え合いながら、前を向いて進んでいけるような社会づくりが基本ですね。

「家庭対話ウィーク」の取組

今年から8月と12月に「家庭対話ウィーク」の取組が始まったことを子どもの持ち帰った資料で知りました。

私も、日頃忙しさを理由に、妻や子どもとゆっくり話しができていないことを反省しました。

息子に「最近、調子どうなん？」

妻に「今度の休み、久しぶりに一緒に出かけようか？」

息子も妻もどちらも少し驚いたようにも見えましたが、なんだかにっこり話が進みました。

こんな簡単なことができてないなと反省しました。それを気づかせてもらえたことは大変ありがたかったです。少しでもお互いのことを聞きあえるように、これからも対話を増やしていきたいと思います。

(相生市内在住、40代男性)



「家庭は人権の最前線」とも言われます。大人も子どもも安心できる家庭をつくっていくために、まず「対話」を見つめ直してみませんか。

本情報紙の挿絵は濱本幸男さん(市内在住)にご協力をいただいております。

「おとなの人権教室」

今回は、テレビや新聞などのCMや広告に取り上げられていた内容をご紹介します。短い時間の中でもはっとする場面があります。「協力：ACジャパン」



「行為の意味」 宮澤 章二

---あなたの「こころ」はどんな形ですか
と ひとに聞かれても答えようがない
自分にも他人にも「こころ」は見えない
けれど ほんとうに見えないのであろうか

確かに「こころ」はだれにも見えない
けれど「こころづかい」は見えるのだ
それは 人に対する積極的な行為だから

同じように胸の中の「思い」は見えない
けれど「思いやり」はだれにでも見える
それも人に対する積極的な行為だから

あたたかい心が あたたかい行為になり
やさしい思いが やさしい行為になるとき
「心」も「思い」も 初めて美しく生きる
-----それは 人が人として生きることだ

「2015年こころカレンダー」より



平成26年度人権標語入選作品

ひとことで 傷つく心 温まる心
双葉中学校 安藤 舞

人権啓発用に配布しています「こころカレンダー」のイラスト(絵：立巳理恵さん)とカレンダー掲載の入選標語作品を「ひとみ」発行月に合わせて紹介しています。



平成26年11月号「ひとみ」掲載 人権クロスワードクイズの答え及び「ひとみ」の感想

答え：自分の身の回りについて「ジン(ケン)チェック」
を試してみましょう。

たくさんの応募ありがとうございました。応募者(正解者)
の方には、右の写真のカレンダーをお届けしました。



★ジ	キ	ハ	ズ	レ	
コ	★ン		ル	★ツ	ボ
★ク	キ			テ	★ン
	★チ	ヤ	イル	ド	
ホ	ホ	★エ	ミ		
フ	ウ	イ		ガ	セ